

鳥取県立歯科衛生専門学校入学者選抜試験委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県立歯科衛生専門学校入学者選抜試験委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員会の委員は、知事が任命する次の者で構成する。

(1) 歯科医師である者

(2) 歯科衛生士である者

(3) 医療政策課医療人材確保室長または課長補佐

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(職務)

第4条 委員の職務は次のとおりとする。

(1) 人物の評価に関すること

(2) 試験問題のうち、作文のテーマの決定及び作文評価に関すること

(3) 合否の判定に関すること

(4) その他試験の施行に関して必要な事項の決定

(庶務)

第5条 事務局を鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課に置き、試験の施行に関して必要な事務を行う。

附 則

この要綱は、平成28年9月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月23日から施行する。